飛騨市スポーツ協会職員に関する雇用規程

（趣　旨）

第１条　この規程は、飛騨市スポーツ協会（以下「協会」という。）規約第４３条の定めるところにより、協会の職員等（以下「職員等」という。）に関する雇用について必要な事項を定めるものとする。

（採　用）

第２条　職員等の採用は、その職に適格な者を会長が採用する。

（採用時の提出書類）

第３条　新たに職員等に採用された者は、速やかに、次の書類を会長に提出しなければならない。ただし、会長が必要ないと認める場合は、その一部の提出を省略することができる。

（１）履歴書

（２）住民票の写し

（３）その他会長が必要と認める書類

（雇用契約等）

第４条　職員等に関する雇用については雇用契約書（様式１号）に基づき契約し、雇用通知書（様式２号）により通知するものとする。

附　則

この規程は、令和４年５月１３日より施行する。